四月十五日第三種郵便物認可四月十五日第三種郵便物認可

◇規則 ◆条例 改正 地方事務所長事高委任等に関する規則の一部 条例 目 例離員の給与に関する条例の一部を改正する条 次

牛等の人工授精講習会の実施

◇告示 造林計画の一部変更

i 月 ,保安林指定解除予定 同

◇正誤 一号中訂正昭和二十九年一月二十六日鳥取県告示第三十家畜傳染病予防法第六条による命令

條

例

職員の給与に関する条例 Ó 部を改正する条例をここに

公布する。

昭和二十九年三月二十三日

鳥取県知事 西

尾

愛

治

鳥取県条例第八号

例第三号)の一部を次のように改正する。 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取果条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第三条第三項を次のように改める。 給料表は、左に掲げる一般給料表及び特別給料表と

する。

特別給料表 一般給料表(別表第一)

高等学校等教育職員給料表 (別表第二)

幼稚園教育職員給料表(別表第三)

第三項のいずれかの」を加え同項を第五項とし、 第三条第四項中「前項の」の下に「適用区分に從つて、 同条同

項の次に次の一項を加える。

給料表は、 左の各号の区分に從い、 当該各号に掲げ

る職員に適用する。

2

員以外の職員 第二号及び第三号に掲げる給料表の適用を受ける職 一般給料表

高等学校、盲学校及びろう学校に勤務する校長、教高等学校等教育職員給料表

幼稚園に勤務する園長、教諭、養護教諭、 助教諭、

二を別表第四とし、別表第一の次に別表第二及び別表第 別表第一中「給料表」を「一般給料表」に改め別表第

三を次のように加える。 第四条第五項中「別表第二」を「別表第四」に改める。 **渝、養護教諭、助教諭、養護助教諭、** 養護助

教諭

以び

人事委員会が
指定する

職員 手及び人事委員会が指定する職員 幼稚園教育職員給料表

昭和29年3月23日 火曜日 鳥 取 県 公 報 第2499号 職務の級 七 别 ル 八 六 五 四 Ξ 表 級 級 級 級 級 級 級 級 第 回,100 ----量, 등0 三·六00 天"100 00/11/1 二、100 000,41 图100 九,000 六九00 **·100 号紿 图1100 受"200 11.4CO 00 (F) 1111,000 14.400 二号給 1四、六00 111,100 九、三00 #~1100 六型 00 回 00 高 等 三号給 图显、九○0 兲,100 三、八00 六、1900 =:.400 八、四00 1#100 11,500 九、六00 00年7年 六六00 学 校 等 四号給 元、200 00¥.E 章、200 元、五00 띧 九100 三五、六〇〇 10,000 111,100 七、八00 六九00 敎 育 五号給 **言、** なの 图1、100 1六、100 元、八00 1三、六分 10.到00 八100 0011, d 員 紿 六号給 00年,1四 灵", 100 CO4, 15 00元年 110、至00 17,000 料 10.大(S) 图100 人。1000 100年。中 表 七号給 兲、100 111,1100 三次100 004.4I |四、六〇 11,1100 月 へ さ00 ナ、八00 八号給 元、公0 00%. AL 111,000 八、四00 11,500 1年、100 ₹,000 7,100 九号給 图1、100 三、公 元100 三天、100 111.100 九二00 額 十号給 三·大OS 元、八00 1×, =00 三、 长 (00 九、六〇0 + 1100 号給

(y

*

ら施行

昭和二十九年一月

3

前項の規定に

より

求

めら

n

た職員の給料月

額

が

そ

号給

第2499号

4

職務の級 别 74 == 六 五 八七 九. 表 級 級 級 級 級 級 級 紿 級 第 Ξ 宝·三00 宝·三00 00点,第 10,400 1六100 117100 13.XCO 九.000 さ、た00 ** = 50 号給 111710 景、古00 高、大00 大00 吴, 100 14,000 图100 11,400 一号給 六、四〇〇 九三00 001174 幼 稚 三号給 **兲.1**0 004,111 14,100 111,000 14,400 国、六00 111,100 園 九、六00 さ、 敎 育 四号給 三、700 六、四0 三、八〇〇 三三00 11,500 元、20 八、四00 10,000 DOY.4 職 九00 員 料 紿 五号給 三、六〇〇 元100 三、六00 10.1000 图1100 三、九00 元至00 13,100 ₹.1co #**~110**C 料 表 六号給 三、三〇〇 回。100回 00年,1個 三0. 大00 元、公00 三、六00 1六, 100 10.400 八下(CO 七、第00 七号給 00年,第10 10、至00 14,000 1171100 景"七00 国"100 月 7, too せ、八〇〇 八号給 111.1100 14,400 兲**、1**00 1X,100 二、长00 三、六00 九, COO 7,100 **元、**公 111,000 八. 图00 三二00 111,100 プレ 号給 額 99 三、公 15、100 三、六〇〇 三、於 号給 4. 10°C

昭和29年3月23日 5 火曜日 鳥 取 果 公 報 第2499号

1 職員となつた日をい 切替日 日から適用する。 ح Ø 条例は公布の日 (昭和二十 か

4

前項の規定により定められた職員の新給料月額がそ

する。

合においては、

の者の属する職務の級における給料の幅の中にない場

その額をもつてその職員の給料月額と

級に対応 の適用によつて、 Ø 料表の適用を受ける職員の職務の級は、改正前 昭和二十九年一月一日以降職員となつた者につい 在職している職員については昭和二十九年一月 給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。) その者が属していた給料表の職務の 50 八年十二月三十一日 以下同じ。 $\overline{}$ における特別給 から引 き続き 0 職員 Ħ ては

附

別表

もつてその者の号給とする。

しない場合においては、その職務の級の最低の号給を の者の属する職務の級における給料の幅の最低額に達

の給料表の職務の級とし、その者の切替日における号 する附則別表に掲げる特別給料表のそれぞれ 月額に相当する別表第四の給料月額の直 その者が受 の給料 縍 $\overline{}$ の属適表 六 五 四 職し用改 務てに正 の切替表 のいよ が な た り の 級級

髙等学校等教育職員給料表の四級から九級までの職 給は改正前の条例の適用により定められた給料月額

の級に属するものとなる職員につい

ては、

けてい

た給料

近上位の額)

に対応する特別給料表のそれぞれ

七

級

几 =

級

級

=

74

級

_

特別給料表の 給職条 料員例 表がの 適用を受ける者のための職務の級 給高 料等

表学 の核 務の級員 級 級 料幼 表稚 の風 職教 務育 の職 級員

特別給料表の職務の級

級 級 級

- 1/

職員の給与に

は、

23日	火曜日	鳥	取	県	公	報		第24	99号	
				+	+	九	八	七	六	五.
規	日から適用	の条例は、	附							
190	ら適用する。		則	級	級	級	級	級	級	級
	0	公布の日から施行し、			+	九	八	七	六	五
則		ら施行								
		17								
		昭和			級	級	級	級	級	級 ——
		昭和二十九年一月		+	+	+	+	+	九	八
		年一		四	Ξ					
		月		級	級	 	級	級 ———	級	級
との規則は、	アの変	一選挙、外	総務課関係	加える。	第四条民生理	五月鳥取県規則	地方事務所長	部を改	方事	鳥取県規則第十

県規則第十一号

7

1/1

部を改正する規則 地方事務所長事務委任等に関する規則の

方事務所長事務委任等に関する規則 鳥取県規則第二十九号) の一部を次のように改正す (昭和二十八年

四条民生課関係の前に総務課関係として次のように

金の交付に関すること

外国人登錄及び保安官募集に伴う各種交付

規則は、 公布の日から施行する。

鳥取県告示第百二十六号

示

規則をここに公布する。

昭和二十九年三月二十三日

鳥取県知事

西

尾

愛

治

地方事務所長事務委任等に関する規則

Ø

一部を改正する

家畜改良增殖法 (昭和二十五年法律第二百九号) 第十六

昭和29年3月23日 大曜日 鳥 取 県 . 公 第2499号 鳥取県条例第九号 に公布する。 職員等の旅費に関する条例の 十十十九八 県条例第四十号)の一部を次のように改正する。 職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取 第二条第二項を次のように改める。 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 昭和二十九年三月二十三日 _ = 7 級 級 級 級 級 級 鳥取県知事 + 九八七六五 西 一部を改正する条例をここ 殺 級 級 殺 殺 級 尾 十九八七六五 愛 治 級 級 級 級 級 給 料 表 学 _ Ξ = 70 $\mathbf{2}$ 関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第 般給料表の適用を受ける者については、 この条例において「何級の職務」という場合に

別表に次の表を加える。 を受けない者については任命権者が人事委員会と協議 給料表の当該級の職務をいい、これらの給料表の適用 げる特別給料表のそれぞれの職務の級に対応する一般特別給料表の適用を受ける者については別表の三に掲 して定めるこれに相当する職務をいうものとする。 三条第三項に規定する一般給料表による当該級の職務、 職務の級の対応表 特別給料表による職務の級 る職務の級料表による職教育職員の知稚園の教育 級 級 級 _ Ξ 几 務職 の員級の 級 級 級 級 給 の に 般 る 総 格 科 七六五四 級 級 級 級 務表

9	昭和29年	≛3月23日	火曜日	鳥〕	取 県	公	報	第	3 2499号		
同	鳥取	市都	百四	次原の軍	1	<u></u>	新	·旧			
同	賀	一 町 析	十九号)	土地につ	L 	更事	9/字砂小	字中堤谷西伯郡東	伐採跡 要		
· .		大 字	第二十六条	次の土地について森林法施鳥耶県世方第百二十八号		由造	田山一	石山一、村長田村	地等の所容		
同	上小败	字場	・ 和二十九年三月二十三日 号)第二十六条の規定 に	林法施行	\	造林地不適	、 一 六	一大 八字 〇中	在		
	上小路ノニ	地所	J	令		当	"	山林	地目		
一、七〇九ノ三	20元	番	り、保安 取 林	(昭和二十六			1,0110	三四	地価		
九二〇五	二町	台帳面	の県 指	·六年政令领				Щ	植栽		
	二二	見	定を解除	弗三百七			針	広野	樹種		
大三〇五 (10)	10000000000000000000000000000000000000	込 解 積	がする予	十六号				昭三、	植栽完了期		
三0)同	こー 防	除 ————————————————————————————————————	知事 西 屋	政令第三百七十六号)第二条に				一、二七	了 期 限	:	
	風のため	定の目的	尾。	水に基き、			# 1	西伯	所		
同	要道 と路	解	愛	森林法		5	井 上	井上 井上田	汽有者住所氏名		
	認めるも	除の理		公(昭和)		9	件 美	姓 美大 字	所氏名		
,同	の必	由 生申	治	三			ħ	中 29 年	植		
, 円	鳥取市長 700円	所請氏		六年法律第二			八反三畝步	十 二反步	植栽面積		
	昶	名者					Ŋ	W			

昭和29年3月23日 **穴曜日** 鳥 取 県 公 第2499号 8 至午後六時 自午前八時 六日 〃四 月 〃四 月 〃四 月 十 〃<u>四</u> 月 **〃**四 月 **.**日 工授精講習会を次のように実施する。 条第二項第二号に規定する牛、 十日 八日 七日 時 九日 家畜の種類 昭和二十九年三月二十三日 H 繁殖生理 胎生遺傳概論家畜改良と登錄 精虫生理 関係法規 人工授精 生殖器解剖実習 程 科 鳥取県知事 めんギ 発情鑑定**実**習 器具機械 種付の理論胎生遺傳槪論 · 法 精液精虫檢查 生殖器解剖 消繁 毒殖 生理 西 人工授精 めん羊、 山羊 目 豚 山羊及び豚の人 愛 鳥取県種畜場東伯郡赤碕町 開 治 催 地 **四月十五日 ル月十四日** 四月十三日 **ル**四月十二日 条の規定により昭和二十九年一月二十八日鳥取県告示第 造林臨時措置法(昭和二十五年法律第百五十号)第十五**鳥取県告示第百二十七号** 変更する。 三十一号をもつて公示した造林計画の一部を次のとおり 昭和二十九年三月二十三日 修業試験 人工授精 人工授精実習 人工授精実習 鳥県県知事 叫 人工授精 修業試験 人工授精実習 人工授精実習 尾 愛 治

1

第2499号 10

11	HT MI	29年8,	月至日	, y	作用用	鳥	取	, ,	ト	公	報		书24 3	ッラ	•
別表	3 担鉄細胞の検出 対血対義の言写	一般検査 十	檢査の方法	四、実施の期日 別表のとおり 思・生後一年以上のもの	三爻一三人 こつっへ施の対象となる家	二 実施の区域 別表のとおり	一 実施の目的 馬傳染性貧血予防のため		鳥取県知事 西 尾 愛 治	昭和二十九年三月二十三日	₽\$O	定により、馬の所有者に対して檢査をうけることを命ず	病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規	次のように馬傳染性貧血檢査を実施するので、家畜傳染	鳥取県告示第百三十号
-	・ 一、一、七ノニー・ 字吉川字小山谷 八頭郡池田村大	番号 造林地の所在地	があるので次のとち	昭和二十九年一月二十	Æ		〃 二十七日	》 二十六日		, 二十九日	" 二十八日	″ 二十七日		三月二十六日	実施期日
	山林 四反五	地目地積	で次のとおり訂正する。	六日鳥	誤		/ 赤碕町	東伯郡東伯町	/ 逢坂村	德	" 名庄 和村村	/ 大山村	n 所子村	1伯郡淀江	実施区域
十六日	一十昭 月九和 二年二	14.15	ţ	取県告示第三十一号中誤り			"	"	"	" ,	n 11	"	7)	ァ同 上	実施場 所
4	大塚を削る。	,		一号中誤り								•			

鳥取	所			百四	次の	鳥		鳥取	同	同	岩美	同
市浜坂安	在		昭和一	十九号)	土地につ	果 告 示 筆		賀露	東	同	大成	同
鳥取市浜坂字柳茶屋1林班	場		一十九年一	第三十名	いて保空	鳥取果告示第百二十九号			大羽尾	同	殿	
小林 班班	所		昭和二十九年三月二十三日	衆の規定は	女林の指名	九 号		上浜	丸山	坂ノ上	ーノ奥	上浜
問問	台全帳		百	百四十九号)第三十条の規定により告示する。	足を解除す	•		1,4	四五四	<u>-</u>	言こ	1,40
=		鳥取		小する。	る予定の			1、40三/六七 、101六	四番ノー	五五五		、七〇三ノー七八、〇五〇〇
	積	県知			の旨の農		•		1,0元二六	· 0三六	三	00至00
、 町	実解。面積	事			林大臣の			、101次 、101米	1.1000) 0040,	00年至	00年00
運防搬災		西			通知を平			101	(COME.)	(1000°)	(五000元) 第100元	00至00
運搬路敷地とする必要を認める防災林造成に附帶して設置する資材	解除	尾			次の土地について保安林の指定を解除する予定の旨の農林大臣の通知を受けたので、			防風のため	め 魚つきのた	ため 落石防止の	のため たれ防止	同
必要を認め	の理	愛			森林法(昭		よるもの	指定理由の	要と認める燈台敷地と	同	同	同
る 資 材	由	治			(昭和二十六年法律第二			の消滅に 良	るもの 東	同	- L •	同
認定	申請者				一法律第二	•	入公	鳥取市長	寺谷 剛	164	高橋 民雄 大成村長	

昭和29年3月23日 火曜日 鳥 取 県 公 報

金

肵

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に 関係ある重要な條例、規則、規程等をこの 公報に登載して公布しております。 国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み ませう。

定期発行日 每週火、金曜日 講讀料(実費)一箇月100円 一箇年1.200円 申込先 鳥取県総務部総務課